

加入者氏名	
障害者氏名	
加入番号	
加入年月日	

※年金管理をお引き受けいただく際などのメモ欄としてご使用ください。
なお、個人情報となりますので、お取扱いは十分ご配慮ください。

てつづ そうだん まどぐち
手続き・相談の窓口

せいど とどう ふけん していとし じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。

てつづ そうだん
手続き、相談は、

- 市区町村
- 福祉事務所
- 都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつか
個人情報の取扱い

しんしんしょうがいしゃ ふようきょうさいせい ど
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府
けん していとし し え かにゅうしゃ ほごしゃ しょうがい
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ
るかたおよび年金管理者の個人情報は、本条例の定める
りようもくでき い がい しょう
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふく し りょう き ぞう
独立行政法人 福祉医療機構
(2025年4月1日作成)

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度に
か にゅう
加入している
みなさま
皆様へ

か にゅう しゃ ねん きんかんりしゃ
加入者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど
心身障害者扶養共済制度の
てつづ など かん
お手続き等に関する
お知らせです

心身障害者扶養共済制度とは？

●この制度は…

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は…

- 1 口加入の場合……月額 2 万円 (年間 2 4 万円)
- 2 口加入の場合……月額 4 万円 (年間 4 8 万円)

心身障害者扶養共済制度にかかる年金請求のモレがないようにご注意ください。

心身障害者扶養共済制度は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に、年金をお支払いするという制度ですので、年金請求手続きはご加入者以外の方が行うこととなります。

このため、せっかく当制度に加入していても、周囲の方がこの制度に加入していることを、ご存知でなければ、年金を受取るができない事態となってしまう可能性があります。

そのようなことのないように、あらかじめ障害のあるご本人・年金管理者(右ページ参照)・その他のご家族・ご親族などに、この共済制度に加入していることや、どのようなときに手続きが必要なのかをお知らせしておいてください。



掛金免除となっている場合

注意

掛金が免除になっている方は、毎月の掛金を支払っていないために、心身障害者扶養共済制度に加入していることを忘れてしまうことがあります。制度に入っていることを忘れないようにし、手続きが遅延しないよう、十分ご注意ください。

年金管理者とは？

障害のある方で本人が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。

また、ご事情により指定した後に他の方に変更することも可能です。

確実な年金管理が行なえるよう、年金管理者の指定をご検討ください。

年金管理者をお引受け いただいている方へ

扶養共済制度にかかる年金管理者をお引受けいただきありがとうございます。

年金管理者の方には

【年金受給前】	年金請求手続き
【年金受給開始後】	障害のある方が受取る年金の管理
	障害のある方の現況届
	住所変更等の各種お届出
	障害のある方の死亡届 等

にかかる協力をお願いいたします。

加入者・障害のある方のご意思をお汲み取りいただき確実に障害のある方が年金を受取ることができるようご協力ください。

なお、加入者の方がご病気などのご事情で各種手続き(次ページ参照)をとることができない場合もありますので、年金請求前にあっても、ご配慮・ご協力いただけますようお願いいたします。

このようなときは お手続きが必要です

※掛金が免除となっている加入者の方も、
お手続きは必要です。

加入者死亡／重度障害

年金は、加入者（保護者）がお
亡くなりになった、または、重
度障害になった月の分から、
お支払いします。

ただし、年金請求手続きを
していただかなければ、
年金をお支払いすることが
できませんので、すみやかに
手続きを行ってください。

必要書類

- 年金給付請求書（所定の様式があります）
- 死亡診断書（原本もしくは原本証明したもの）・
住民票の写し（コピーしたものではありません）など

ご注意

- 加入者や障害のある方に故意又は重大な過失があつた場合は、年金が支給されないことがあります。
- 重度障害とされる状態は、条例に定める要件に該当していると認められた場合のみとなっています。
- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③そしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ④両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑤両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑦両上肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑧両下肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑨十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- ⑩両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 掛金は亡くなられた月又は、重度障害になった月の分まで必要です。

年金給付開始

必要な手続き

障害者死亡

障害のある方が加入者（保護者）
よりも先にお亡くなりになった
場合、加入期間等に応じて
「弔慰金」をお支払いします。

必要書類

- 弔慰金給付請求書（所定の様式があります）
- 住民票の写し（コピーしたものではありません）など

ご注意

- 加入期間が一年以上の方を対象としています。
- 掛金は亡くなられた月の分まで必要です。
- 年金給付開始後に障害のある方がお亡くなりになられた時は、「弔慰金」は支払われません。

弔慰金給付

氏名変更

住所変更

年金管理者 指定・変更

制度からの脱退

その他

- 加入者・障害のある方・年金管理者の氏名や住所などの変更
 - 年金管理者をあらたに指定したり、変更する場合等、手続きの窓口で、各種の届け出を行ってください。
- ※ご加入の都道府県・指定都市により、手続き方法が異なる場合がありますので、詳細は都道府県・指定都市にご確認ください。

掛金について

- ①掛金は、各自治体が定める方法で所定期日までにお支払いください。
- ②掛金の額は、加入時期及び加入時における加入者年齢により、
- ③加入者の年齢は、毎年度の初日（4月1日）における年齢で計
ついては昭和61年度当初の年齢）
- ④一定の期間、掛金を滞納されると加入者としての地位を失うこ
なお、滞納により加入者の地位を失った場合でも、滞納されてい
- ⑤掛金の額は、制度改正に伴って改定されることがあります。
- ⑥既に払い込んだ掛金は返還されません。

●掛金の免除

掛金は次の「要件1」「要件2」の両方に該当するまで払込んで
「要件1」「要件2」の両方に該当した後は掛金の払込みは不要

さい。
1口あたりの金額が決まっています。
算されています。（昭和60年度以前に加入した場合の1口目に
ととなりますので、ご注意ください。
る期間の掛金はお支払いいただくこととなります。

ください。
です。

要件1	加入日（口数追加分については口数追加日）から20年以上経過				
要件2	加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が4月1日時点で満65歳である年度（4月1日から翌年3月31日まで）の加入応当日の前日までの期間 ※保険料免除の要件においては65歳の誕生日の前日が満65歳に達した日となります（掛金算定にかかる年齢計算とは異なります）。 例）①上記「要件1」が「要件2」より先に到来する場合 1996年11月8日生まれの方が、2026年2月に加入した場合は、2063年2月から掛金の支払いは不要となります。				
要件1					
要件2					
加入者生年月日	加入	加入期間20年経過	満65歳	年度当初の年齢が満65歳	応当月（加入月と同じ）
1996年11月8日	2026年2月1日	2046年2月1日	2061年11月7日	2062年4月1日	2063年2月1日
②上記「要件1」が「要件2」より後に到来する場合 1961年11月8日生まれの方が、2025年7月に加入した場合は、2045年7月から掛金の支払いは不要となります。					
要件2					
要件1					
加入者生年月日	加入	満65歳	年度当初の年齢が満65歳	応当月（加入月と同じ）	加入期間20年経過
1961年11月8日	2025年7月1日	2026年11月7日	2027年4月1日	2027年7月1日	2045年7月1日

●掛金の減免

掛金の納付が困難な方に対して掛金の減免を行っている都道府 県・指定都市もあります。くわしくは窓口でおたずねください。

弔慰金について

- ①1年以上加入した後、加入者より先に障害のある方が死亡した
ときは、弔慰金として加入期間等に応じて、下記の額の一時金
が支給されます。（既に払い込んだ掛金は返還されません）
- ②弔慰金の額は、制度改正に伴って改定されることがあります。

加入時期 死亡時期	平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
	障害者死亡日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
加入年月	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

（2025年4月1日現在）

脱退一時金について

- ①5年以上加入した後、この制度から脱退したときは、脱退時期や
加入期間に応じて、次の脱退一時金が口数毎に支給されます。
（既に払い込んだ掛金は返還されません）
- ②脱退一時金の額は、制度改正に伴って改定されることがあります。

加入時期 脱退時期	平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
	脱退日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
加入年月	平成19年度以前	平成20年度以降	
5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

（2025年4月1日現在）